

いじめ重大事態調査結果報告書への所見

「久喜市いじめの防止等のための基本的な方針」並びに文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、被害児童の保護者として以下に所見を記す。

※参考資料①：いじめ重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月

※参考資料②：久喜市いじめの防止等のための基本的な方針 平成29年8月

※被害児童が通学していた小学校を「Z小学校」とする

※いじめ重大事態調査結果報告書を「報告書」とする

目的

本所見は、久喜市において、今後のいじめ対応が改善されることを目的とする。特定の人物や組織の責任を問う意図はない。

本件は、いじめ発生当初の段階において法令及びガイドラインに基づいた適切な対応がなされていれば、重大事態に発展することが避けられた可能性が非常に高い。また、本件についての学校の対応については、法令（久喜市いじめの防止等のための基本的な方針等）が定める手続きが一部行われていない等の瑕疵も多数認められた。

いじめの被害を受けた児童並びに保護者は、深く傷つく。学校や教育委員会に助けを訴えても、その対応が信頼に足るものでなければ、解決への道は閉ざされ、心の傷が治る機会どころか、その命が絶たれる可能性さえ孕んでいる。

また、本件に関しては、学校側の当初の対応が適切になされていればいじめとして発展することではなく、被害児童が中学進学時に志望校の変更をする必要はなく、良くも悪くも一人の子供の将来に大きな影響を与えたと推察される。

このような悲しい思いをする児童生徒並びに保護者が今後発生することがないよう願う。

Z小学校いじめ防止基本方針等、現在とは一部ガイドライン等変更されている箇所があるが、当時の記憶及び方針に基づいて以下記す。

対応の瑕疵

A. 初期対応及びその記録、被害児童保護者への報告が杜撰であること

乙小学校のいじめ防止基本方針には、いじめの疑いを学校側が掌握した場合には、学校内で報告し、保護者へはその旨を報告する等の記載があった。

当時の担任教諭は令和4年12月初旬に子供達の交友関係の変化や異変に気付きながらも、児童への聞き取りと交友関係の人間関係が修復できるように働きかけるのみで、学校内での報告及び保護者への報告がされていなかった。

また、令和5年2月初旬にいじめの疑いと十分認められる、「被害児童に触れたら消毒をする」という行為を認知していたにもかかわらず、「別に何でもない」という加害児童の言葉を信じ、学校内への報告及び保護者への報告がされていなかった。

この点について、「初旬」と記録されていることについて、当時の担任教諭の記憶でしかなく、当時は正式な記録として残っていない点に注目したい。

令和5年2月13日に、被害児童がいじめを受け「学校に行きたくない。死にたい。」と訴え欠席するまで、担任教諭から被害児童保護者への相談や報告は一切ない。

この初動の誤りによって、いじめ被害は継続及び卑劣化した。その結果、本件は被害児童が希死念慮を抱き、学校を欠席するという、いじめ重大事案へと発展したと考えられる。

被害側児童保護者から学校側に「事態の経緯の調査報告及び今後の対応について」書面で報告するよう要望し、受領したが、内容はあまりにも稚拙なもので、安心して被害児童を学校に送り出す事は到底できないものであった。

さらに、その後の学校側の対応は杜撰であり、加害児童への聞き取り調査は威圧的であり、それによって加害児童も欠席を余儀なくされたと聞き及んでいる。この対応は加害児童もまた学校側から学ぶ権利を奪われたと言わざるを得ない。

また、被害児童保護者には知らされることなく令和5年3月に、再度加害児童に聞き取り調査が行われ、加害児童保護者へはその報告がされており、加害児童保護者に「被害児童からされて嫌だったことがこちらもある。謝罪してほしい。」との要望があり、学校側が勝手に「被害児童及び保護者が謝罪する場を設ける。」と約束した、と本件調査の段階で判明したことは、被害児童保護者としては大変遺憾であり、学校側に更なる不信感を抱かせた。

その学校側の風見鶏的な行為が、本件の状況を増悪させ、被害側と加害側の関

係性を悪化させた要因の一つになったと考えられる。

B. 被害児童保護者が登校再開した際の対応について

いじめ被害があった当時、被害児童は公立中高一貫校への進学を希望しており、令和6年4月に6年生に進級した際に、学校側から「今後の対応について」と書面で報告のあった内容を信頼し、被害児童も「中学受験のためにも頑張って登校してみる。」との意向を示したため、登校を再開した。

その際、「いじめ被害にあった当時の担任教諭は信頼できないので関わりを一切持ちたくない。」との被害児童の要望があり、学校側もそれを承諾した。

しかしながら、令和5年5月頃の陸上競技大会の練習中に、6年生の担任教諭に「○○先生（いじめ被害当時の担任教諭）にどうやったらもっと上手くなるか指導してもらったら？」という発言をされ、一切関りを持ちたくないと言った被害児童の意向が反故にされたと感じ、被害児童及び保護者は学校側の対応に不信感を抱き抗議した。

なお、被害児童がいじめ被害当時の担任教諭と関りを持ちたくないと言ったその発言の背景には、件の担任教諭が2年生の時にも担任であり、その際にも被害児童は、物を隠されるいじめ被害に遭っていたにも関わらず、「犯人捜しあしない。でも、2度とこういうことがないように先生も気を付ける。」と被害児童と約束していたことがある。この時も保護者へは事後報告であり、その対応に不信感を抱いたため、当時の校長に直訴して面談を繰り返した過去がある。しかしながら、この当時の学校側とのやり取りも学校側に記録は残されていない点も、学校側のいじめ事案の記録の杜撰さという点で瑕疵があると考えざるを得ない。

その後、2学期になり運動会で応援団長に立候補するなど意欲的に学校行事に参加しようと被害児童は努力をしたが、いじめ被害当時の担任教諭との接触を避けられない点が多くあり、「もうこれ以上頑張れない。」と再度不登校となり、オンラインでの授業参加が続くこととなった。

修学旅行への参加も、加害児童と同じグループを組むことにしたところ、担任教諭から「本当に大丈夫？」などの過干渉があり、被害児童は修学旅行への参加意欲が途絶え、参加できなかつた。

報告書には、被害児童が「学校に行くのが面倒くさい。」等の発言をしていたとの記載があるが、その背景には担任教諭の過干渉や、もう思い出したくもない辛いいじめに遭っていた事実から遠ざかりたかったという気持ちがあったと、保護者の目線では感じざるを得ない。その証拠として、いじめ当時何があつたの

かよく思い出せないとの本人の訴えがあり、被害児童が受診している精神科医に相談したところ、「解離性障害」と診断されたこともキーポイントとなる。

その他、不眠症状もいじめ発覚当初から続き、現在も睡眠薬を服用していることも忘れてはならない。

C. 進学先を変更せざるを得なかつたことについて

いじめ被害に遭う以前、加害児童Bとは「同じ中学に行こう。」と約束するほど仲が良かったが、「加害児童Bが、同じ公立中高一貫校を受験希望しているから進学先を変えたい。」と本人が希望したのも修学旅行に行かないと決めた後である。

この頃から、人間関係を修復出来ないほどの感情を加害児童に抱き始めており、今後二度と関わりたくないと思意思表示を始めた。

理由として、加害児童Bからの謝罪がなかったこと、加害児童が何事もなかつたかのように近付いて来たりすること、クラスでいじめのような行為を平然と続けている加害児童らに嫌悪感を抱き、いじめが発覚する以前と何も変わっていないと感じたからである、と被害児童本人から聞き取った。

報告書にも記載がある通り、Z小学校は小規模な小学校であり、クラス替えがないため、児童間の距離が異様に近い。また、被害児童と加害児童が入れ替わるように繰り返されるいじめの様相など、異様な環境であったことに被害児童が気付いたことが原因と思われる。

これまでにもいじめの訴えが保護者から学校側にあったにもかかわらず、被害児童の保護者のみがその事態を知り、加害児童の保護者への報告がなかったことが今回の調査で明らかとなつたのは、学校側のいじめに対する認知能力の低さや杜撰な管理体制であったことにほかならない。

以上の観点から、被害児童保護者として、環境を変えなければ被害児童の心の傷は癒えないと考え、進学先を遠方の私立中高一貫校に変更したという経緯がある。

学校側が適切にいじめ問題を一つずつ丁寧に対応していれば、本件のいじめも防げた可能性は非常に高い。その点において、学校側には重大な瑕疵があると考えざるを得ない。

D. 教育委員会が協力的でなかったことについて

令和5年5月頃から、複数回に渡って教育委員会には連絡や相談を行った。当初対応した教育委員会職員の対応は、その接遇の中にいじめ問題解決に向けて協力的ではない姿勢を感じざるを得なかつた。

折り返し連絡することについて、教育委員会側に記録が残っていないなどのことわざった。

本件の調査を行うことについても、何度も具申したが「欠席が30日に満たしていない。」などの発言があった。ガイドラインには、保護者からの要望があつた場合にも適用されるはずであるが、その訴えは退けられた。

いじめ問題に対応する職員として、およそ相応しくない対応とその接遇は、被害児童保護者の視点からは、憤りを感じざるを得なかつた。

その後、担当職員が変わってからはスムーズに話が進むこととなつた。

いじめ対応はいじめ防止対策基本方針に則り、早期解決が重要である。対応する「人」が変わるだけで、その対応が変わるなど言語道断ともいえる。

この点について、学校も教育委員会も同様であるが、仮に誠実に対応していたと主張するのであれば、各指針の理解が不足しているとしか言えず、重大な瑕疵と言わざるを得ない。

今後望むこと

以上、学校や教育委員会の瑕疵と思われるこことを挙げた。

総じて望むことは、今後二度と我が子と同じ思いをする子が出てこないことである。

たった11歳で「死にたい。」と思う子供、またその保護者の心境をよく考えてほしい。

幸いにも我が子は、その希死念慮を乗り越え、今は元気に中学校へ通えているが、もし何か一つでも歯車が狂っていればどうなっていたか、考えるのも恐ろしい事態に繋がるのが「いじめ」というものであることを、今一度認識してほしい。

現在、いじめ防止対策推進法に基づき、様々なマニュアルや指針が発出され隨時改訂されているが、これが遵守されていないのが現実である。そもそも、現場の教員達が、詳細まで理解できているとも思えない。いじめが発生してからでは遅すぎる。いじめが発生する前から、こうした法令や指針について丁寧に研修し、児童生徒ひとりひとりを我が子のように考えて教育現場で行動してほしい。

本件に関しては、担任教諭の経験年次が浅く、また少人数クラスではあるが問題を抱えているクラスであったため、一人で対応を完結させることは困難であったと考えられる。少なくとも、いじめ問題の報告をした保護者会の席で、副担任等をつけるなどの対応は出来ないのか他の保護者から意見があるほどのクラスであったのだから、校長をはじめ、Z小学校の教員達も同様の認識を持つべきであった。そもそも、いじめ防止対策推進法をはじめとする関係法令は、いじめに対し「組織」で対応することを求めている。本件は、組織としての対応が不十分であったために初動を誤り、保護者間の関係性にも溝を生み事態を長期化させた。今後は、法令に基づき、組織として対応することを徹底するべきである。

また、本件は被害児童が中学受験を控えていたため、不登校の原因がいじめによるものか受験によるものか曖昧にさせるケースであった。

しかしながら、結果的には2学期以降不登校となり受験勉強する時間が出来たことで、私立中高一貫校に通うことが出来るようになり、現在はいじめなどなかつたかのように中学校に通うことが出来ている。そのまま市立校や県立校に進むのではなく、私立校という新しい道を提示することで、我が子は生まれ変わったかのように自らの手で「新しい未来」を切り開いた。

これは本件では、学校や教育委員会の対応の杜撰さが原因でいじめ問題の解

決、即ち「和解」こそ出来なかったものの、我が子にとっては最良の解決策であった。

乙小学校に限らず、いじめの対応が学校又は担任教諭によって異なるべきではない。広く多くの教育関係者にこの事例が共有され、二度と悲しいいじめが繰り返されることがないことを望む。